

## 被災者生活再建支援制度の早期拡充を求める意見書

令和5年奥能登地震の発生以来、珠洲市をはじめとする被災自治体は、災害救助法の適用を受けて、被災者の生活再建、救援・復興活動に全力を尽くしている。

また、石川県では、国の生活再建支援制度を上乗せする独自の生活再建支援制度の新設などを通じた復興支援策を講じることとしている。

しかし、被災地では独り暮らしの住民が支え合う地域コミュニティに守られてきた集落が多く、本格的な生活再建は長期化することが予想されている。

こうした中、現行の被災者生活再建支援制度では、同一の災害による被災にもかかわらず被災世帯数の要件を満たさない市町や、住宅が半壊または一部損壊のため支援金の支給対象外であるなど、支給に対する制約が多く、被災者間に制度上の不均衡が生じている。また、現行の支給額は、住宅の再建に必要な経費を賄うには十分ではない。

よって、国におかれては、被災者の速やかな生活再建を図るため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

### 記

- 1 被災者生活再建支援金の支給対象となる世帯の範囲について、半壊及び一部損壊世帯の被災者や局地的な災害の被災者が全て対象となるように、要件の緩和などの制度拡充を図ること。
- 2 住宅の再建や補修等の費用を賄えるよう、被災者生活再建支援金の支給額を引き上げること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月30日

石川県金沢市議会議長 高 誠

## 硬膜外自家血注入療法に対する適正な診療上の評価を求める意見書

交通事故、落下事故、暴力、スポーツ等による全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液漏出症により様々な症状で苦しんでいる患者の状況が、全国から数多く報告されている。2006年に山形大学を中心に関連8学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進み、2016年より硬膜外自家血注入療法について、保険適用で治療を受けることが可能となった。

その後、一般社団法人日本脳脊髄液漏出症学会を中心として本疾患の研究が進み、脳脊髄液の漏出が頸胸椎部でも頻繁に起こることが報告された。しかし、漏出部位は1か所に限らないことから、頸胸椎部への硬膜外自家血注入治療を安全かつ確実にを行うためにはX線透視下で漏出部位を確認しながら治療を行う必要がある。

しかし、現状の診療上の評価は、X線透視下にて治療を行うことが要件になっていないため、保険診療においては安全性の高い治療ができない状況にある。

また、脳脊髄液漏出症の患者の中には保険適用の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係る者」という条件を伴わない場合もあるため、混乱が生じている。

よって、国におかれては、以上の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

### 記

- 1 硬膜外自家血注入療法の診療報酬について、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療を行うことを可能にするよう、適切な評価に改定すること。
- 2 本疾患の症状において、約10%は起立性頭痛を認めないと公的な研究でも報告があることから、算定の要件の注釈として「本疾患では起立性頭痛を認めない場合がある」と加えること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月30日

石川県金沢市議会議長 高

誠

## 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積している。深刻な教員不足が全国的に問題となっている中、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

2021年の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校にとどまることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要である。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引下げによる少人数学級の実現が必要である。

よって、国におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- 2 多様化する教育ニーズに対応するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 教員不足解消のため、教職員の処遇改善を図るとともに、教職員の安定的な新規採用ができるよう、必要な財政措置を講ずること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月30日

石川県金沢市議会議長 高 誠